

千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会 令和5年度第1回会議 会議概要

日 時 令和5年7月14日（金）午後2時から午後4時
場 所 千葉中央ホール 第一会議室

1 開会

2 あいさつ

3 構成員の紹介

4 事務局からの説明

【児童生徒安全課生徒指導・いじめ対策室米津主幹から資料に沿って説明】

5 意見交換(敬称略)

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤浩二】

事務局説明資料の4ページ「5. 基本方針について」に、それぞれ追加すべき事項などについて、意見をいただけたらと思う。

私は今年の4月に、この課に赴任し、この課での勤務は3回目になる。以前、室長として勤務した際に、不登校について勉強させていただいた。フリースクールの運営に携わっている方から話を聞く機会が何度もあり、自分の認識が本当に大きく変わってきた。

私は元々教員だが、不登校の子どもを見ると、どうやったら学校に登校できるようになるだろうかをまず考えていた。休みが続くと学校に行きたくなくなってしまうので、少し強引であっても学校に出させよう、不登校のゴールは学校復帰だと思っていた。

条例第3条に、「不登校児童生徒の主体性を尊重し、不登校児童生徒に登校できるようになることのみを目標とせず、将来の社会的自立を目指す」ことが、理念の一つとして掲げられている。当時の自分にはこのことはピンときていなかったが、フリースクールの運営に携わる方々や、不登校の子どもを持つ保護者の方から話を聞くうちに、様々な情報が自分の中に蓄積されていった。今考えているのは、本当にシンプルに、子どもの状況を捉えて必要な支援をしていく、焦らず、じっくりと取り組む。その中で方向性が見えてくる。結果として、学校に登校することがあるかもしれないし、フリースクールかもしれないし、また、別の場所かもしれない。

今回、多くの方から話を聞きながら、実態に即した基本方針ができれば良いと思っている。

【NPO法人千葉こども家庭支援センター 理事長 杉本 景子】

千葉市でペガサスというフリースクールを運営しており、千葉市から連携事業の委託を受けて5年目となる。中学校3年生が高校受験の準備ができるように教科書の内容、学習

指導要領に沿ったものが教われることに力を入れてサポートしている。

学校と子どもや家庭の繋がりがとても大切だと痛感しており、どのような形でも連携を取りながら、学校に戻ろうかなと思ったときには安心して戻れるように準備をしておくのは大人の責任と考えている。関係が徐々に修復して、校長先生や担任の先生がフリースクールを見に来て、来年度から学校に戻ろうかなと思うような子どもたちを何人も見ている。今後もそういったところに力を入れていきたいと考えている。

「5. 基本方針について」②の「フリースクール等との連携協力」になると思うが、社会的自立を目指すことが、どういうことなのか見えてくると良いと考えている。選ぶかどうかは別として、習っていないから高校受験は選べないと思わないようにすることが教育機会の確保に繋がってくると千葉県とも話している。

フリースクールにもいろいろな形がある。フリースクールとの連携として、どのような団体とどのような連携を実施するのか。子どもを預けている状態で認めるだけでは、その子どもの将来を、家庭とその子どもとその団体だけの考えになる。特別支援教育に繋がった方が良い場合もあるし、いろいろなケースを誰がバランスを取っていくのか。団体まかせではいけないと思う。今回、そういったことが基本方針に盛り込まれていくことを期待している。

【千葉県フリースクール等ネットワーク 代表 前北 海】

学校内外で子どもたちを支えていく必要がある。4割の不登校の子どもたちがどこにも繋がっていない。これは不登校の子どもたちが、望んでどこにも通っていないこともある。子どもたちが行ける席が足りていないこともあると思う。フリースクールが増えていくスピードよりも、昨今の不登校の子どもたちの増加率の方が上回っているので、民間、行政の垣根を取り払って、席を用意していく必要があると思っている。

登校復帰によらない支援のあり方が必要ではないだろうかと思う。学校に行きたくない、学校の支援を受けたくないという子どもたちがある一定層いるのは事実。その子どもたちにも教育委員会の責任はあり、緩やかな連携をすることでその子を中心に受けとめられることを広げていければ良いと思っている。ただし、「登校復帰をあきらめろ」ということではないので、「直ちに学校復帰を求めない支援」などの表現を使って、実際の不登校の子どもたちに合わせた支援づくりを基本方針には求めていると思う。

医療的ケアの子どもたちなど局所的に不登校の子たちが多い場所はある。例えば、ヤングケアラー、社会的養護下にある子どもたちなど、そのような局地的に多いところをキャッチしていくことも必要だと思っている。

そして、重要なのは経済的理由によって、フリースクールを使えていない状況がある。義務教育が無償であると憲法に謳っている以上、どこに生まれても、どんな事情でも、望む教育を受けられることが大事だと思う。家庭支援も大事だが、一方でフリースクールの運営は総務省などで出してる事業者平均値で試算しても赤字の試算になる。経営的にはとても辛く、ソフトもハードも両方用意していかないといけない。

千葉県も広いので、人口が集中しているところがあれば、自然が豊かなところもある。

そういうところには民間だけではフリースクールを作れないので、例えば、教育支援センターなどと民間が連携を進めることも考えられる。また、不登校特例校は作るだけでなく、特例校をハブにして地域連携を進めても良いと思う。そうすると、必要なのは人材の育成になる。これも学校内外で育てていく必要もある。実際にフリースクールで子どもと対応する人たちを育てる必要がある。さらに情報を家庭と繋ぐために町の何でも屋さんみたいな、「私のうちの不登校の話聞いて欲しい」などに対応し、本人、保護者、先生をつなぐ役割のコーディネーターが必要になってくる。

最後に、不登校の子どもたちの多くは何かを取り組んでも、それが学校の評価にならないことが多い。今はウェブ学習で取り組んでいる子もいるし、フリースクールの中でやっている子どももいる。そういったことを上手く評価することも、基本方針の中に入れて良いと思っている。

【千葉県子どもと親のサポートセンター 相談補助員 木下 真理】

子どもと親のサポートセンターで相談員をして今年で11年目になり、保護者の皆様が何に悩んで、何に苦しんで、何を求めているのかという観点で話ができると思っている。

基本方針について、教育機会をどう作るかということが一番のテーマだと思ったので、「5. 基本方針について」②にある教育支援センターやフリースクールはとても重要だと思うし、不登校特例校もぜひ作っていただきたいと思う。しかし、家から外に出られないことも多く、学校に行かなくても、家で勉強しているというケースは少ないのが現状である。学習意欲を取り戻せるための支援、つまりそれは不登校そのものに対する支援ということになるが、そのさらなる充実を同時進行で検討して進めてほしい。

そのためには、「5. 基本方針について」③にある相談体制の整備が大切であるが、子ども自身だけでなく、親に対する支援が非常に重要だと思っている。親が子どもの将来に希望を見いだすことができなくなると、なかなか良い方向には行かないからである。

もう一つは、不登校に対する理解が非常に大きく進んできた実感があるが、なかなか支援に繋がらないというのも現状だと思う。保護者は一番先に学校に相談するので、学校の先生方のご苦勞も並大抵ではないと思っている。そこで、スクールカウンセラーに加えてスクールソーシャルワーカーのさらなる拡充も必要と思う。また、不登校についての正しい理解のある教職員の配置や研修も検討していただき、上記の専門職も含めて学校で相談及び情報提供ができる体制作りを考えていってほしいと思う。

【千葉県PTA連絡協議会 会長 木村 得道】

保護者の代表として、基本方針について意見を申し上げる機会をいただいたと思うが、私の住む我孫子でも不登校が進んでおり、不登校のお子さんを抱えるご家庭には、それぞれの事情を抱えていて、通信制の学校に行って、大学を受験したケースもあるし、一方で、我孫子の周辺に自分に合ったフリースクールがなかなかなく、遠いところに行かせなければならない、少しでも経済的な支援をもらえないかという話も聞いている。

地域の実情も違う中で、県として不登校児童生徒支援という取り組みをしていくことは

すごく重要ではあるが、単に計画だけ、形だけの計画ではいけないと思っている。

不登校に悩む保護者から、「相談場所がなかなか見当たらない。最初に学校の先生に相談したが、こういった相談機関があるという情報を伝えてもらえなかった、市の教育委員会でもうまく情報がもらえなかった。」などの話も聞く。そういった意味で、「5. 基本方針について」②の情報提供の仕組みや仕掛け、学校で相談されたときに先生方が対応をしていただくための研修が考えられる。いろいろな状況を確認しながら、それぞれにあった支援ができるようになれば良いと思っている。

いずれにしても、等しく子どもたちが教育を受けて行く機会は絶対必要だと思うので、前例とか廃するものは廃していきながら、新しいものを作っていけるような取組になれば良いと思う。

もう一つ気にしているのが、現場の教職員や教育委員会などに違った負担、責務が発生していくこと。部活動の地域移行、コミュニティ・スクールなどとのバランスも考えて、不登校児童生徒への支援もしっかりとやっていかなければいけないと思う。

【光英 VERITAS 中学校・高等学校 教頭 秋山 等】

教育機会の確保は常に考えていることで、毎週水曜日に生徒指導担当が集まって、情報交換の機会があるが、多くの時間をかけて、不登校生徒の現状について、報告と情報共有をしている。学校に足を運べる状況にある生徒については、教育機会の確保は第1優先で、特別の時間割をその子にあうように作成している。

大きな問題が一つあり、教員の負担が大きい。レギュラーの授業とは別に特別時間割を組む。そういうことを上手くやったため、卒業できた子もいるので、やれるところまではやるのが学校の方針である。

中学生の場合は、欠課時数などに関係なく進級ができるので、登校しないまま卒業していく子もいる。なかなか学校に来ることのできない子については、公立の中学校に戻すことも選択肢の一つである。私立で学校に通ってなかったとなると、他の私立に行くという選択肢がなくなってしまう。フリースクールや教育支援センターのサポート等についても、全ての教職員の頭の中に入っているが、これを保護者に切り出すタイミングも難しい。1人でも多くの不登校児童生徒の教育機会を確保してあげたい思いはあるが、私立の場合は保護者の誤解や理解不足を解消していく必要があると感じている。

【東金市立東金中学校 校長 大矢 孝之】

今回、基本方針や条例について感じたことは、この条例が今年の4月に施行されているという状況で、子どもたちや保護者と直接対応するのはまずは教員だということから考えた場合に、条例等の基本理念を含めた部分を、教員側が理解していかないと駄目だと強く感じている。先生方は直接子どもたちと対応する関係で、どうしても最後は学校に戻ってきて、同じ仲間たちと卒業させてやりたいという思いが強いこともあると思う。再び登校できるようになることのみを目標としない、将来の社会自立を目指す、一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援するという基本理念を先生方が理解する必要がある。

先生方は外部との連携を取りながらやってはいるが、自分のクラスから不登校の生徒が出てしまうと、「自分たちの関わり方でまずいところもあった。」など負の方を考えてしまうことも感じられるので、条例の基本理念を理解して実践していくためには、先生がしっかりと条例等を理解していかなければいけない。

さらに学校現場では、若手の先生が多くなってきている。「条例として、千葉県は全国で初めてこういうものを進めていくんですよ。」ということ、学校の先生方が理解した上で対応していければ、「学校に戻さなきゃいけない」という思いよりは、外部機関と連携しながらということ、少し先生方の心の負担も減るものと思っている。

【匝瑳市立八日市場小学校 校長 裕倉 孝夫】

長期欠席や不登校は中学校からと考えていたが、小学校でもかなり不登校が増えている状況である。一番必要だと思っているのが、学校外の活動場所。フリースクール等を含めて、そういう場がもっと一般化されれば良いと思っている。

子どもを無理やり学校に連れてくるというような指導を昔はしていたが、今は、帰りたいという子どもが来たときは帰すこともある。ただ帰すのではなく、子どもの自己判断を優先するように対応している。子どもが自己判断することが、社会的自立に繋がっていくと思っている。保護者の方々の中には、「手を引っ張って連れてきた子どもをまた家に帰すのか。」という表情をされる方もいて、今度は保護者の方が悩んで疲れてしまう。スクールカウンセラーにつなげながら、保護者の負担も取るようにしている。

現在、制度を変更して欲しいと思っているのが、スクールカウンセラーの出張。ひきこもりの子どもの原因がわからず、保護者が泣いている、苦しんでいるときに、カウンセラーが行って子どもと話し合う機会ができれば良いと最近強く感じている。

資料集にフリースクール民間団体の一覧があり、こういうところにつなげたい思いもある。勤務する学校が郡部にあり、民間団体の施設が近くにない。高等部は通信で単位制もあるので、やりやすい部分あると思うが、小学部はそうではない。子どもの学びを保障するためにも、どこにいても、子どもたちが学ぶ場があれば良いと強く思っている。

一つの成果としては、ほとんど不登校だった子どもが、次の学年から放課後登校、午後登校、真ん中登校と変化した。無理やり学校に登校させなくても、つながりを地道に継続していくことが大切である。子どもが自己決定する場面をつくるには、時間はかかるし、担任は本当に苦しいが、この方向で間違いないと感じている。

【横芝光町教育委員会教育課教職員・指導室 室長 新井 修二】

学校の担任が不登校の最初の窓口になると思うが、保護者や本人の思いをまず聞いて、苦しみを少しでも和らげてあげたり、望みがあれば、それに少しでも近づけるようにする形でやってもらいたいと思っている。言葉を投げるではなく、関係づくりが必要。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いろいろな相談窓口があるが、広く宣伝して、コーディネーターのようなものも作っていただけたらと思う。学校の先生はいろいろなところに目を配って、何かに気づいたら、専門の方や外部機関に接続するものだが、

不登校はもっとそうした関わりが必要になってきていると思う。

横芝光町でも不登校の問題を抱えている。町の教育の三つの柱の一つとして、心の居場所づくりとしているが、なかなか解決できない課題である。

とにかく数字ではなくて、人として関わりを持っていきたい。そうした関係づくりができるような、相談窓口であるとか、コーディネーターのようなものも、基本方針の中で触れていただけたらと思う。

【市川市教育委員会学校教育センター 横田 礼名】

昨年度までは小学校の校長をしており、学校にももちろん不登校の子たちはいた。理由は様々で、例えばヤングケアラー、発達の課題があるなどである。登校に繋がらなくても、その状況を改善するにあたっては、関係諸機関との連携というのがすごく大切だと現場にいて感じていた。

今年から教育センターの所長になり、教育センターの業務の大きな一つとして教育相談部門がある。適応指導教室「ふれんどルーム市川」というものがあり、そこに来ている子どもたちの様子を見てみると、様々抱えているものがあるが、自分を何とかしようと思って週1回でも2回でも通所している。中3生がすごく多いが、進路はいつも彼ら、彼女らの頭の中にあることを日々接していて感じている。

市川市でも、不登校を大きな課題ととらえて、今年度、教育次長をチェアマンとする市川市教育委員会の中に、不登校対策協議会というものを立ち上げた。その中で最初にやっていることは、実態把握である。どことも繋がってない児童生徒がかなりいるのではないかと実態調査を進めている。その会議の中でも話されているが、進路にどうつなげるのかということが大きな課題である。「5. 基本方針について」②に、「学習活動の状況の継続的な把握」がある。文科省から通知のあった出席の取り扱いや成績のことを学校現場に伝えているが、全教職員が同じ温度感で取り組むことが難しい。また、フリースクール等の取り扱い等については、非常にいろいろなところがあるので、その部分をどうしたらいいかということも話題に上がっている。関係者間の連携、学習活動をどのようにとらえていくかが、非常に大切ではないかと感じている。

【千葉市教育委員会学校教育支援課 課長 保田 裕介】

千葉市においても、不登校対策が喫緊の課題となっている。現在、千葉市教育センターと連携し、教育支援センターに小学生専用教室を開設したり、校内教育支援センターとしての、いわゆるステップルームに専任の指導員を配置したりするなど不登校対策に取り組んでいる。

本日、いろいろな方の話を聞いて思い出したことは、自分が学校現場にいたときのことである。あるお子さんは、毎晩家庭訪問をして彼の趣味の話をしていった。そして、3年生になった時には登校できるようになり、進路を決めて卒業した子もいた。別のお子さんの場合、夜の登校を続け卒業し、高校に進学したら、学校に通えた子もいた。そうしたことを思い出すと、その子にあった居場所をどうやって用意できるか。学校が何とかしなきゃ

ではなく、いろいろなところが協力しながら、心の居場所を用意できるかどうか、そういったところが大事ではないかと本日皆様の話を聞いて考えたところである。

そうすると、「5. 基本方針について」②として「一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援する」、こういった形を広く行うことで、1人でも多くのお子さんが救われるのではないかと感じている。

【千葉県子ども親のサポートセンター 所長 青木 要】

増加する不登校児童生徒への対応として、県内のどこにお住まいの方でも同様の相談、同様な支援を受けられる教育相談の仕組づくりが非常に重要と感じている。条例の第三条の基本理念にも掲げられているが、県や市町村、学校、フリースクール等の関係機関や関係団体の連携強化が重要だと思っている。

基本方針に対する意見としては、関係機関との相互の連携を図るため、「5. 基本方針について」②の部分で、教育相談ネットワークの構築、既に教育相談ネットワーク協議会という仕組があるので、その拡充といった項目を入れてはどうかと考えている。ネットワークの構築と載せるだけでは、実際に何をすれば良いのかがわからないので、具体的に、例えば、条例の第4条から第8条に県の責務などが載っているが、基本方針にはもっと具体的に各関係機関や関係団体の役割をきちんと明記する。役割を明記しただけでは、何をすれば良いのかわからないと思うので、それぞれの手だてについてもはっきりと明記していくことが重要と考えているので、そのようなことを盛り込んでいただければと考えている。

次に2点目として、当センターでは、昨年度累計で約2万件の相談を受けている。多くの方が教育相談を必要としている。実際には教育相談を受けられていない方々が多くいるのではないかと考えており、多くの方々に相談を受けてもらって、課題を早期に解決していくため、相談者の求めるニーズに合った、選択幅のある教育相談の体制づくりが必要だと考えている。したがって、「5. 基本方針について」③に、教育相談体制の拡大という項目を盛り込んでいただければと考えている。

【千葉県総務部学事課 副課長 石貫 正太】

私立学校の動向については、私立の小中学校に進学している児童生徒は、自分で希望して選択しているので、公立に比べると比較的不登校は生じにくいと思われる。また、仮に私立の小中学校が希望に合わなければ、公立に変更することが可能であるという背景もある。

私立学校においても、不登校の児童生徒が増加しており、不登校児童生徒に対する教育機会の確保は大きな課題であると認識している。私立学校は建学の精神から独自の教育、特色ある教育を行っていて、自主性が重んじられている。そのため、今後の基本方針の策定にあたっては、私立学校にも配慮したものにしていただければありがたいと思う。

また、不登校児童生徒の支援に係る様々な施策が、公立私立にかかわらず、広く開かれたものとなり、私立学校にもしっかり周知されるように取り組んでいくことが必要であると考える。

【千葉大学教育学部 准教授 磯邊 聡】

事務局からの説明にあったが、不登校の数が非常に増えているだけではなくて、学校の復帰率も私は非常に大事だと思っていて、7割以上の子どもが学校復帰をしないという現状がある。加えて4割近くが支援の輪の中に入っていない現状が一番課題だと思っている。学校が教育のワンストップ機関であった時代が終わりを告げつつあると思っている。今までいろいろなものを学校教育の中には盛り込んでいたが、いよいよほころびが出てきて、もう学校だけでは教育が回らなくなってきたのではないかと思っている。そういう意味では、関係機関との連携はこれからますます必要になってくるだろうと思っている。

私がスクールカウンセラーとして、不登校の子どもたち、保護者、先生方と関わる時に心がけているのは、もちろん学校復帰ではなく、小さな成長を目指している。保護者の方や本人に伝えているのは、「大人になった時につじつまが合っていればOKだよ。」と、焦る子どもや保護者の方をゆっくりいざなうような支援をしている。私の知り合いの教員が言っていた言葉だが、「同じ不登校の時間を過ごすのであれば、その時間が豊かな不登校になるような支援を心がけたい。」、社会にきちんと立てる子とそうではない子の境目があるとしたら、不登校の時間をどう過ごしていたかが非常に大事だなと思っており、不登校ではあるが、その時間が豊かになるような支援を心がけている。そういう意味では、子どもだけではなくて保護者、教職員、フリースクール等関係者の皆様、子どもを取り巻く360度すべての人たちが元気になるような支援が一番大事で、心理学ではエンパワーメントという言い方をするが、すべての当事者や関係者がエンパワーメントされるような、そういったことが基本方針の中に盛り込んでいただけると良いと思っている。

今回の県の条例は非常に画期的なものであると同時に、不登校の児童生徒に対して、複数かつ多様な教育機会が選択できるような状態になることが好ましいだろうと思っている。

大切なのが教育機会の公平公正な提供であり、ある特定の地域にいるからとか、ある特定の経済状況だから有利だなんてことがなく、公平公正に教育の機会が提供されることが大事ではないかなと思っている。

義務教育段階の児童生徒は、登校の有無にかかわらず、学校に籍を置くということになっている。これも非常に大切なことだと思っている。例えば教育支援センターを使っても、民間のフリースクールを使っても、籍は学校にある。条例においても、学校は状況の継続的な把握に努めると理念として謳われており、学校に対して、登校の有無にかかわらず、きちんとモニターする。モニタリング機能が、これから強化されていく必要があるだろうと思う。私がスクールカウンセラーで通っている学校でも、意図的に最初から本校を選ばないで、フリースクールに通っている。不登校ではなく、非登校。選択肢として学校以外の学びの場を選ぶ子どもたちは家庭が増えるだろうと思うが、それでも籍は本校にある。そういう意味では、学校に対してモニタリング機能、言い方を変えると、見立て機能をさらに充実させる必要があることを示唆していると思う。

これからますます選択肢が複雑多様になるほど、児童生徒、保護者に寄り添いながら、個にあった教育の機会をともに考える、高い専門性を有した教育相談コーディネーター。あるいは、教育相談と生徒指導、特別支援を一緒にして、児童生徒支援コーディネーター、

そういった人たちについて、担任をやりながらではなく、加配の立場で差配できるような配置が不可欠だと思う。

それから、加えて当然一人一人の教職員の資質向上。

また、特に見立てをする際に、これは小学校の教育現場で課題だと思うが、「チーム学校」はできていない。忙しいから。そうだとすると、小学校の先生たちが複数の目で見立てができるような体制づくり。そこは加配であるとか、空き時間とか、教科担任制の導入など、先生方が少し自由に子どものことを考えられる組織体制を作っていくことが大事だと思っている。

前北さんも触れていたが、フリースクールの設置が難しい地域がある。それだけではなく、公立の教育支援センターにおいても、特に小学校の子どもにおいては、遠方の施設へ通所が困難であり、場合によっては保護者の送迎がないと無理なところもあったりする。その時に、教育機会の提供の一つの選択肢として、各小学校、中学校の中に教育支援センター、校内における教室以外の居場所の充実がさらに求められると思っている。校内教育支援センターもいろいろな形態があり得ると思っていて、加配の教員を回すやり方も良いと思うし、フリースクールの方々の力や知恵を借りて、コンソーシアムみたいな形で運用すると良いと思う。

そういう意味では、人事交流をしても良いと思う。公立の先生方がフリースクールに研修に行き、どういふ理念でやっているかを学んで、それを学校に戻すことがあっても良いかもしれない。昨年度私のゼミで松戸市の小学校の教員が校内支援センターの運営を考えていて、2ヶ月くらい不登校特例校の東京シューレ江戸川小学校に研修に行き、どういふ理念でこの特例校が運営されているかを目の当たりにして、学校に戻ってきた例があった。積極的に人事交流をして、子どもを支える網の目を上手に張れたら良いと思っている。

【東京学芸大学教育学部 教授 加瀬 進】

お話を伺ったり、資料を読ませていただいたりしたが、千葉県が要綱レベルじゃなくて、条例でやることは相当責任が重いと思う。しかし支援の資源もたくさん充実されていることで、全国のフラグシップになっていくと期待している。

その上で、伊澤課長などがおっしゃっていたが、実は「学校に行くのが当たり前で、それが良い」という価値観が多くの人に染みついている。教育機会確保法で、学校復帰が前提じゃないと言っても実はもうマグマのように心の奥底にある。例えば、フリースクールで作品を作って提出し、評定が2とか3つく一方、一生懸命毎日学校に来て、どうしても勉強ができなくて評定が1や2がついてしまう場合、先生の心情からすると、「やっぱり、毎日来ている子のほうを」とマグマが溢れ出てくるのではないか。この違和感がどうしたら軽減・解消できるようになるのかが大事だと思っている。そのことに僕自身もそれで悩んで、10年以上フリースクールに関わりながら、本当にその染み付いた価値観が転換できているのかというと、そんなことはない。なぜかと考えた時に最近東大大学院の本田由紀先生が『教育は何を評価してきたのか』という本を書かれていて、実に示唆的であった。不登校だけじゃなく、日本の社会構造が上昇志向と同調圧力がすごく強い社会になってお

り、下の方に位置付けられる層を必ず生み出す構造になっているし、同調圧力があるとマイノリティを排除する力が働いてしまう一方で、多様性の承認はすごく弱い。そういう社会の中に生きているという分析をされていた。僕ら自身もそういう中において、今この不登校の問題に関わっている自分を省察する必要があるなと思っている。

そのため、「5. 基本方針について」①の教育機会の確保の意義についてだが、意義だけだと、「再登校を目指すばかりではなく」という教育機会確保法で書かれていることだけを書くような気がしていて、学校に行くのが当たり前だという価値観が染み込んでいる中で、そうではないよというものが出来たことの意味が、基本方針の中に赤裸々に語られることがすごく重要だと思っている。

先生の意識改革や研修はとても重要だが、「先生方駄目ですよ。わかってませんね。だから研修しなさい。」では上手くいかない。先生が頑張っていることを承認するところから始まるような研修じゃないと。忙しい中、40人とか相手にして、いろいろなことが起きて、その中で、「研修受けなさい」は全然リアルじゃない。リアル感を持った基本方針の策定を希望するし、どうしたら文言化できるかということを考えなきゃいけない。

そういう意味で、不登校は休養と言っても、休養だけで良いはずはない。一方で学校復帰が大事でもなくなったときに、改めて児童権利条約の四つの原則と四つの権利をしっかりと置いて、不登校であるなしにかかわらず学ぶ権利と社会参加をする権利を実現することがベースにある、と明文化してほしい。それはホームスクーリングもそうだし、夜間中学に入学する形式的卒業の人達もそうだし、外国人の方もそうだと思う。学ぶ権利と社会参加する権利が損なわれていることを押さえる必要があると思う。

研究レベルでも、不登校は6段階説、7段階説などいろいろある。最初はエネルギー充填から、だんだん上がっていく。「だんだん上がっていく。」という言い方がもうすでに典型的な価値観で、階段を少しでも上がらせようとしているが、上がりたと言っていない子どもたちがいる。先生はやっぱり上がって欲しい。教員養成大学でそういうふうに教員を育てている。東京学芸大学の子どもの学び困難支援センターで、教育支援センターに関わっているボランティアに対しては、そうした考え方が通用しない子どもたちがいることをどうしたら学んでもらえるか、検討している。ここの対立をどうするのかということがある。磯邊先生おっしゃっていて大変すばらしいなと思ったのが、「見立て」と「手だて」で、今このお子さんは、充電していて良いとか何が必要なのかということをきっちりと掴むことが基本方針の中に位置付けられることは、とても重要だと思っている。

不登校中に学んでいることとか、いろいろな活動を誰がどう把握するのか。学校では学べないような学びをしているかもしれないが、それを掴めないのが、内申は斜線になる、という実態がある。もしそれを掴むことができれば随分違うのかもしれない。

もう一つは、評価と評定の問題で、子どもの学びを深くするにはどうしたら良いか。指導を良くするためにやるのが評価だと厳密に定義すれば、1～5をつけるのは評定。問題は、学校に合わない子どもたちの活動を「評価」したものを、学校のルールに合わせて評定する矛盾する作業が発生すること。先ほどのモニタリングも絡んで、どういうふうにしていくのか。

学校に来ていないときに、例えば、フリースクールでやっている活動や学びの内容が、実は学習指導要領のこの評価の観点から掴めるようなシステムが非常に重要。その時に、専門家目線じゃなくて、今何が必要なのかということ子どもと一緒に探りあうみたいなことができると思う。文科省の不登校調査とフリースクール全国ネットワークのやっている調査はいつも違う。どちらが正しいか正しくないかではなくて、そういうところを掴む必要があると思っている。

千葉県の支援が充実されているのはすごいと思う反面、支援が充実すると、充実した支援に任せたい思いがあると思う。東京学芸大学がA市と連携して大学内に設置している教育支援センターは、大学の施設を使用でき、大学の先生にも協力してもらえて、今までの環境からすると相当素敵になった。支援が充実すると、そこに来る子どもが多くなった。

「日本はインクルーシブ教育じゃない。駄目だ。」と言われていた中で、一方で外に出していく状況、エクスクルーシブになってしまう。このアンビヴァレンツをどういうふうクリアしていったら良いのか。地域にいろいろな支援を作ることになったとすると、おそらく今までの学校を広げた形で運営についてもコミュニティ・スクール、地域づくりの施策と連動してやっていく必要があると考えている。

【千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 課長 伊澤 浩二】

保護者の方に教員がしっかりとした不登校の知識、理解を持って、「焦らなくて大丈夫ですよ。」と説得力を持って話ができ、保護者の気持ちが少しでも軽くなり、保護者と教員が子どもには何が必要だろうか、どのような方法が考えられるのかをしっかりと検討できるような体制を作っていくことが大切だと思う。これを考えるに当たって、多様な教育機会ということではまだまだ課題がある。本日いろいろな話を伺ったが、小さなことも含めて隈なく取り組んでいくことで、成果が出てくると思っている。

加瀬先生がおっしゃっていたが、本当に我々教員は「学校に登校できるようにする」という考えが染みついている。しかし、自分は、時間をかけて考えが変わっていったと思っている。だからこそ、どういう思考を経て変わってきたのかを基本方針に具体的に書いていければと思っている。今日いただいたご意見一つ一つを我々の方で消化し、しっかりとしたたたき台を作って、この次の議論につなげていければと思っている。

6 閉会